

# 労働基準広報 2019 No.2002 8/11

## CONTENTS

**特集** 日・中社会保障協定のポイント ————— 6

### 中国の年金制度は加入免除も 医療保険制度は対象外に

2018年11月30日の参議院本会議において承認された「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」(日・中社会保障協定)が、2019年5月16日、北京にて、効力発生のための外交上の公文の交換が行われ、本年9月1日より効力が生ずることとなった。同協定は、日本と中国との間で年金制度への強制加入に関する法令の適用について、両国間で調整を行い、両国の関係法令が同時に適用されることを回避することにより、相手国に一時的に派遣された被用者についての保険料の二重負担の問題を解決することを主たる目的としている。同協定により、両国間の人的交流が円滑化し、ひいては、経済交流を含む両国間の関係が一層緊密化することが期待されている。

(編集部)

●取材シリーズ/人事大事の時代<事例編>③⑤ — 15

転居転勤がなく職種も限定した地域社員制度を導入  
プロのオペレーターとして長く活躍できる企業へ  
～株式会社安心ダイヤル～

●相談です！ 弁護士さん ————— 26

相談20「月60時間の固定残業代を検討中です」  
～長時間労働を前提とする固定残業代の問題～  
長時間労働を予定する固定残業代制度  
は規定全体が無効となることがある

(執筆/弁護士・栗原望(栗原法律事務所))  
(監修/北海道大学名誉教授・道幸哲也)

●特別企画/中途採用等支援助成金  
(U・I・Jターンコース)の概要 — 34

東京圏から地方への移住者を  
採用する事業主を助成

(厚生労働省職業安定局地域雇用対策課)

●NEWS ————— 1

(厚労省・第153回労政審労働条件分科会)  
賃金等請求権の消滅時効の検討を開始/ (労  
働政策基本部会報告書を公表) AI等の活用の  
気づき与えてパラダイム・シフトを/ (労政  
審・第77回労災保険部会) 労働保険と社会保  
険の届出統一化は来年1月施行/ほか

●労働保険審査会の裁決事例に学ぶ⑨ — 42

パワハラ、雇用形態の変更、退職  
強要で精神障害を発症したと主張

～会社の労働基準法違反、会社イベントへの  
参加強要の改善を求めたところ～

(労働評論家・飯田康夫)

●本誌読者アンケート — 41 ●労務資料 平成30年  
度能力開発基本調査結果②～事業所調査～ — 44  
●わたしの監督雑感 佐賀・武雄労働基準監督署  
長 貞木竜成 — 54 ●労務相談室だより — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(41ページ)

### 労務相談室

回答者

労災保険法 [工場内で作業中の従業員が熱中症に] 労災認定されるか ————— 48	特定社労士・三戸礼子
高年齢者 [定年再雇用の賃金引上げで再雇用者間に格差] 法的に問題あるか — 50	弁護士・山口毅
労働基準法 [年休計画表の取得予定日に生理休暇申請] 申請を認めるべきか ——— 52	弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内